TOWN REPORT

《タウンリポート》

SUMMER
2020.6

5/10 日曜日 与能資源保全会 プランターに花植え

与能資源保全会の皆さんが、下与能地区のプランターに花植えを行いました。新型コロナウイルス感染予防のため、間隔を空けて密集しないよう注意しながら作業が進められました。約1㎞に渡り並ぶプランターおよそ100個に、一つ一つ丁寧に花が植えられました。参加者は「植えた花がちょうど見頃で、きれいな花が見られてとてもよかった」と話しました。

4/14 火曜日 小林芳寿さん(東水沼)からスプレーマム寄贈

小林芳寿さん(東水沼)が、スプレーマム(スプレー菊)を役場に寄贈してくださいました。小林さんは切り花を栽培しており、活けられたスプレーマム5籠が役場の窓口に飾られました。「清らかな愛」が花言葉のスプレー菊、小林さんは「この花を見て、皆さんに安らぎを与えることができたら」と話しました。

5/7 木曜日 「ハンカチノキ」の花が咲きました

阿久津英之さん(西水沼)のお宅で、ハンカチノキの花が咲きました。毎年ゴールデンウイーク頃になると、大きなクリーム色の包葉に包まれて球形の頭状花を付けるそうです。

阿久津さんは、ハンカチノキのほかにも趣味でさまざまな種類の植物を育てており、育った植物を観賞するのを毎年楽しみにしているそうです。

SPORTS

《スポーツの話題》 敬称略

SUMMER
2020.6

2/16 日曜日 第13回芳賀塩谷地区小学生バレーボール新人大会

▲芳賀北小バレーボール部

会場／茂木町民体育館
結果／優勝　芳賀北小バレーボール部

消費者庁

新型コロナウイルス感染症に便乗した

身に覚えのない商品の送り付けにご注意ください

注意！：政府が１住所当たり２枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

【身に覚えのない商品が届いた際の対応方法】

（例）封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればいいか。

とにかく、ひとまず落ち着きましょう。

送り付けられる前に、事業者からの電話連絡はありましたか。

- はい → 送付された商品の売買契約の勧誘はありましたか。
  - はい → 上記の売買契約の締結を申し込みましたか。
    - はい → ★商品が届いた場合でも、契約書面を受け取ってから８日以内であれば、クーリング・オフ※ができます。書面を受け取っていなければいつでも可能です。
    - いいえ → ★売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。
  - いいえ → ★売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。
- いいえ → ★売買契約は成立していません。お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。

★商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま14日間*を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。

その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。

※引取りを請求すれば、その請求の日から７日間に短縮できますが、事業者に電話番号等を知られてしまう可能性もあります。

※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

慌てて事業者に連絡したりせず、使用せずに保管し、１４日間経ってから処分しましょう！

おかしいと思ったら。心配なことがある場合は。

○　一人で悩まず、消費者ホットライン　188（局番なしの３桁番号）等の関係機関にご相談ください。

※　このほかにも、消費者庁では、多様な情報を発信しています。詳しくはこちらへ。（https://www.caa.go.jp/）

問消費者庁消費者政策課 ☎03(3507)8800(代表) FAX03(3507)7557